

# 一般社団法人福岡中小企業経営者協会 会員規程

## 第1章 総 則

### (総則)

第1条 この規程は、定款第5条（法人の構成）、第6条（正会員等の資格の取得）、第7条（正会員等の経費の負担）及び第8条（任意退会）の規定に基づき、この法人の構成員としての入会手続、入会金、会費の納入及び退会手続について定める。

## 第2章 正会員及びスタートアップ会員

### (入会手続)

第2条 正会員及びスタートアップ会員になろうとする者は、理事会において定める入会申込書に次の事項を記入し、会長に提出した上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事務所等の名称、又は商号、所在地、代表者名
- (2) 事業の種類、事業の内容
- (3) 売上高、従業員数、創業年月日等、会社の概要
- (4) この法人の会員の推薦

### (入会金)

第3条 正会員の入会金は5万円とし、スタートアップ会員の入会金は免除する。  
2 正会員としての入会申込者は、入会金の請求書を受領した後、30日以内に前条の入会金を納入しなければならない。

3 次の場合は、正会員の入会金を免除する。

- (1) 入会申込者が、既に、一般社団法人北九州中小企業経営者協会、一般社団法人筑後中小企業経営者協会、又は筑豊中小企業経営者協会の会員であるとき。
- (2) 退会后、1年を経ずして、正会員として再入会したとき。

### (入会の成立)

第4条 正会員としての入会申込者は、第2条で定める入会手続が完了し、前条で定める入会金を納入したときに、この法人の正会員となる。

2 スタートアップ会員としての入会申込者は、第2条で定める入会手続が完了したときに、この法人のスタートアップ会員となる。

### (会費)

第5条 正会員の1か月当たりの会費は1万円とし、スタートアップ会員の1か月当たりの会費は5,000円とする。

### (納入方法)

第6条 正会員は、前条の会費を次のいずれかの方法により納入するものとする。

- (1) 年4回の口座振替（4月、7月、10月、1月の5日に各3万円）
  - (2) 年2回の口座振替（6月、12月の5日に各6万円）
  - (3) 年1回の口座振替（6月の5日に12万円）
  - (4) 年2回の振込（5月、11月に各6万円の請求書を送付）
  - (5) 年1回の振込（5月に12万円の請求書を送付）
- 2 スタートアップ会員は、前条の会費を次のいずれかの方法により納入するものとする。
- (1) 年2回の口座振替（6月、12月の5日に各3万円）
  - (2) 年1回の口座振替（6月の5日に6万円）
  - (3) 年1回の振込（5月に6万円の請求書を送付）
- 3 前条の会費を振込の方法により納入する場合、請求書の受領後30日以内に振込むものとする。

### 第3章 名誉会員

#### (名誉会員)

- 第7条 会長は、理事会及び総会の推薦を得て、この法人に功労があった者又は学識経験者に、名誉会員を委嘱することができる。
- 2 名誉会員は、この法人の事業の推進にあたって必要な事項を助言する。
  - 3 名誉会員は、会長又は理事会の要請により、会長・副会長会議及び理事会に出席して意見を述べることができる。
  - 4 名誉会員の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 5 名誉会員の会費は免除する。

### 第4章 特別会員

#### (特別会員)

- 第8条 会長は、理事会の承認を得て、次の者に、特別会員を委嘱することができる。
- (1) 理事を委嘱されたこの法人の事務局の職員
  - (2) この法人が実施する事業に関して専門的知識を有している個人又は団体
- 2 特別会員の会費は免除する。

### 第5章 退会

#### (退会届)

- 第9条 退会を希望する会員は、理事会において別に定める退会届の提出により退会することができる。

2 退会届を提出した月の末日をもって退会日とする。

## 第6章 補 則

(改正手続)

第10条 この規程の改正は、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

## 附 則

この規程は平成26年5月23日より施行する。

平成26年5月23日 施行  
令和5年12月18日 一部変更